《戸籍届出をされた方へ》

※手続き及び担当窓口は下記のとおりとなっております

確認欄	ご 案 内 メ ッ セ ー ジ				担	当	窓			
	印鑑	印鑑登録をされている方で、登録印の印影と氏名が変わった方は印鑑登録が廃止となります。なお、旧姓での印鑑登録を希望される方は新たに旧姓併記の申請が必要です。	市	民	課	a 31	1-022	22	1 階	③番
	転居・世帯変更	転居または世帯変更の必要な方は手続きをしてください。								
	国民健康保険	国民健康保険に加入されている方は「被保険者証」の訂正を行いますので、手続きをしてください。	保	険	課	a 31	1-02	12	1階	⑤番
	後期高齢者医療	「被保険者証」の訂正を行いますので、手続きをしてください。				& 31-021		1 階	<u>*</u> 7	
	乳幼児・児童医療	小学生以下のお子様がいらっしゃる方で、「受給資格証」の記載事項に変更のある場合 は、手続きをしてください。	保	険	課		1-02	15	番	
	国民年金	年金受給者の方で、年金証書の記載事項に変更のある場合は確認をしますので窓口へ お立ち寄りください。	保	険	課	क 31	1-02	16	1階	⑥番
	児童手当	氏名変更・受給者変更等の手続きをしてください。 (公務員の方は職場にて手続きをしてください)	子ども福祉課			EAGA2階 保健センター 子ども福祉課②配				
	児童扶養手当	ひとり親家庭等の方は、必要な手続きをしてください。							上課②番	:
	福祉医療	「資格証」又は「医療証」の記載事項に変更のある場合は、手続きをしてください。	障がい者福祉課 -			☎ 31-0251				
	障がい者手帳	記載事項に変更がある場合は「障がい者手帳」の訂正を行いますので、手続きをしてください。						別館福祉事	務所1	
	自立支援医療	記載事項に変更がある場合は受給者証の訂正を行いますので、手続きをしてください。					階			
	障がい福祉サービス	また、障がい関係の手当を受給されている場合は、必要な手続きをしてください。 								
	介護保険	「被保険者証」の訂正を行いますので、手続きをしてください。	高齢	者福	祉課	1 31	1-068	32	1 階	8番
	水道	水道の名義人変更等の手続きをしてください。	上下水道部			☎ 31-0422	2	分館2階		
	下水道使用料	下水道の名義人変更等の手続きをしてください。	美	業務課						